

＜新型コロナウイルス感染症対策＞

5月7日以降の学校・就学前施設等の対応

子どもたちの安全を第一に考えるとともに、保護者の皆様に事前準備をしていただくため、できるだけ早い時期に学校等の対応を決定することが必要であるとの判断から、5月7日以降の幼稚園、小・中学校、特別支援学校、就学前施設（こども園・保育所）及びアフタースクールの運営については、次のとおりとします。

＜幼稚園、小・中学校、特別支援学校＞

- 1 幼稚園、小・中学校、特別支援学校は、引き続き5月10日まで臨時休園・休校の期間を延長する。（緊急事態宣言が5月6日で終了する場合であっても、5月10日まで延長する。緊急事態宣言が延長された場合は、その際に期間を検討する。）
- 2 児童生徒への対応
 - ① 引き続き、児童生徒に適切な学習支援を行う。
 - ② 児童生徒の心のケア対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、随時、相談に応じる。
- 3 アフタースクール児の対応
4月7日時点のアフタースクールを利用する児童を対象に、アフタースクールに引き継ぐまでの間、小学校で一時預かりをする。
- 4 授業時間数の確保
臨時休校によって減少した授業時間数を確保するため、夏休み及び冬休み期間中における授業日の設定や運動会などの学校行事の見直しを含めた検討を行う。
- 5 学校・園施設の貸出し
5月10日までは一般への貸出しは行わない。

＜就学前施設・アフタースクール＞

- 1 就学前施設・アフタースクールは、可能な限り利用の自粛を要請した上で、社会生活を維持するために就業が必要な保護者を対象に、引き続き「限定保育」で事業を継続する。
- 2 限定保育期間
引き続き5月10日まで限定保育期間を延長する。（緊急事態宣言が5月6日で終了する場合であっても、5月10日まで延長する。緊急事態宣言が延長された場合は、その際に期間を検討する。）
- 3 限定保育の対象となる保護者
 - ① 医療機関に従事する者（病院、診療所、薬局など）
 - ② 社会福祉施設に従事する者（こども園、保育所、アフタースクール、介護保険施設など）
 - ③ 警察、消防に従事する者
 - ④ 生活必需物資販売に従事する者（卸売市場、食料品売場・百貨店・ホームセンター等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど）
 - ⑤ 公共交通機関に従事する者（バス、鉄道、航空など）
 - ⑥ その他やむを得ず保育が必要と認められる保護者
- 4 限定保育の対象となる保護者の確認
保護者からの自己申告により、各施設において確認する。

問い合わせ 三木市教育委員会

教育振興部 学校教育課 電話 0794-82-2000（内線 3520）

教育振興部 教育・保育課 電話 0794-82-2000（内線 3541）